

# 訪問介護・予防給付型訪問サービス

## 契約書別紙（兼重要事項説明書）

サービスの提供開始にあたり、厚生労働省令の規定に基づき、当事業者が利用者に説明すべき重要事項は、次のとおりです。

※この重要事項説明書は弊社ホームページアドレスにて公表しております。

### 1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	有限会社 きらく
主たる事務所の所在地	〒640-8413 和歌山市島橋東ノ丁13-20
代表者（職名・氏名）	代表取締役 林 孝治
設立年月日	平成 8 年 2 月 23 日
電話番号	073-457-2202

### 2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	ケアサービス 喜楽	
サービスの種類	訪問介護・予防給付型訪問サービス	
事業所の所在地	〒 640-8413 和歌山市島橋東ノ丁13-20	
電話番号	073-457-2202	
指定年月日・事業所番号	平成 23年 12月 1日指定	3070108562
管理者の氏名	喜山 信明	
サービス提供地域	和歌山市、海南市、岩出市、紀の川市	
ホームページアドレス	<a href="https://www.kiraku.site">https://www.kiraku.site</a>	

### 3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護又は要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、居宅サービス又は予防給付型訪問サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

### 4. 提供するサービスの内容

訪問介護（又は予防給付型訪問サービス）は、訪問介護員等が利用者のお宅を訪問し、入浴、排せつや食事等の介助、調理、洗濯や掃除等の家事など、日常生活上の世話をを行うサービスで

す。具体的には、サービスの内容により、以下の区分に分けられます。

① 身体介護	利用者の身体に直接接触して行う介助や日常生活を営むのに必要な機能を高めるための介助や専門的な援助を行います。 例) 起床介助、就寝介助、排泄介助、身体整容、食事介助、更衣介助、清拭(せいしき)、入浴介助、体位交換、服薬介助、通院・外出介助など
② 生活援助	家事を行うことが困難な利用者に対して、家事の援助を行います。 例) 調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受取り、衣服の整理など
③ 通院等のための乗車又は降車の介助	通院や外出のため、訪問介護員等が運転する車両への乗車又は降車の介助とあわせて、乗車前もしくは降車後の屋内外における移動等の介助や、通院先もしくは外出先での受診等の手続きや移動等の介助を行います。 (ただし予防給付型訪問サービスについては当該サービスは対象外です。)

## 5. 営業日時

営業日	日曜日から土曜日及び祝日
営業時間	午前9時から午後6時 ただし、利用者の希望に応じて、サービスの提供については、24時間対応可能な体制を整えるものとします。

## 6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数
介護福祉士	常勤 9人、 非常勤 5人
介護職員基礎研修課程 修了者	常勤 人、 非常勤 人
訪問介護員養成研修1級課程 修了者	常勤 人、 非常勤 人
訪問介護員養成研修2級課程 修了者	常勤 7人、 非常勤 9人

## 7. サービス提供の責任者

あなたへのサービス提供の責任者は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

サービス提供責任者の氏名	日高 範之
--------------	-------

## 8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料のうち、負担割合に応じた額の支払いを受けるものとします。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 訪問介護の利用料

【基本部分】

サービスの内容 1回あたりの所要時間		基本利用料 ※(注1)参照	利用者負担金 (負担割合が1割の場合) ※(注2)参照
身体介護 中心型	20分未満	1,790円	179円
	20分以上30分未満	2,680円	268円
	30分以上1時間未満	4,260円	426円
	1時間以上1時間30分未満	6,240円	624円
生活援助 中心型	20分未満		
	20分以上45分未満	1,970円	197円
	45分以上	2,420円	242円

- (注1) 「身体介護中心型」及び「生活援助中心型」において、利用者の同意を得て、同時に2人の訪問介護員等がサービス提供した場合は、上記基本利用料の2倍の額となります。上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。
- (注2) 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額	
		基本利用料	利用者負担金
初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合 (1月につき)	2,000円	200円
生活機能向上連携 加算	サービス提供責任者が訪問リハビリテーション事業所の理学療法士等と同行し、共同して利用者の心身の状況等を評価した上、生活機能向上を目的とした訪問介護計画を作成し、サービス提供した場合(1月につき)	1,000円	100円
緊急時訪問 介護加算	利用者や家族等からの要請を受け、緊急にサービスを提供した場合(1回につき)	1,000円	100円
夜間・早朝、 深夜加算	夜間(18時～22時)又は早朝(6時～8時)にサービス提供する場合	上記基本部分の25%	
	深夜(22時～翌朝6時)にサービス提供する場合	上記基本部分の50%	
特定事業所加算 I	当該加算の体制要件、人材要件及び重度要介護者等対応要件を満たす場合	上記基本部分の20%	

特定事業所加算Ⅱ	当該加算の体制要件及び人材要件を満たす場合	上記基本部分の10%
特定事業所加算Ⅲ	当該加算の体制要件及び重度要介護者等対応要件を満たす場合	上記基本部分の10%
特定事業所加算Ⅳ	当該加算の体制要件、人材要件及び重度要介護者等対応要件を満たす場合	上記基本部分の5%
介護職員処遇改善加算Ⅰ ※	当該加算の算定要件を満たす場合	上記基本部分と各種加算減算の合計の13%
介護職員処遇改善加算Ⅱ ※		上記基本部分と各種加算減算の合計の10%
介護職員処遇改善加算Ⅲ ※		上記基本部分と各種加算減算の合計の5.5%
介護職員処遇改善加算Ⅳ ※		加算Ⅲの90%
介護職員処遇改善加算Ⅴ ※		加算Ⅲの80%
介護職員等ベースアップ等支援加算	基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数（所定単位数）※介護職員特定処遇改善加算、介護職員処遇改善加算を除く	所定単位数の24/100
特別地域訪問介護加算 ※	当事業所が特別地域に所在する場合	上記基本部分の15%
小規模事業所加算※	当事業所が特別地域に所在せず、1月あたりの延べ訪問回数が200回以下の小規模事業所である場合	上記基本部分の10%
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算※	中山間地域において、 <u>通常の事業の実施地域以外</u> に居住する利用者へサービス提供した場合	上記基本部分の5%

(注) ※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

### 【減算】

以下の要件を満たす場合、下記の額を算定します。

減算の種類	減算の要件	減算額
事業所と同一建物に居住する利用者へのサービス提供減算	当事業所と同一建物に居住する一定数以上の利用者に対してサービス提供する場合	上記基本部分の90%
2級訪問介護員のサービス提供責任者配置減算	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合	上記基本部分の70%

### (2) 予防給付型訪問サービスの利用料

#### 【基本部分】

サービスの内容 ※身体介護及び生活援助のみ (1月あたり)	基本利用料 ※(注1)参照	利用者負担金 (負担割合が1割の場合) ※(注2)参照
訪問型独自サービスⅠ	1週間に <u>1回程度</u> の介護予防訪問介護が必要とされた場合	1,225円

訪問型独自サービスⅡ	1週間に <u>2回程度</u> の介護予防訪問介護が必要とされた場合	24,476円	2,447円
訪問型独自サービスⅢ	1週間に <u>3回程度以上</u> の介護予防訪問介護が必要とされた場合 (要支援2の利用者のみ対象)	38,835円	3,883円

(注1) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注2) 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

### 【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額	
		基本利用料	利用者負担金
初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合	2,000円	200円
生活機能向上連携加算	サービス提供責任者がリハビリテーション事業所の理学療法士等に同行し、共同して利用者の心身の状況等を評価した上、生活機能向上を目的とした介護予防訪問介護計画を作成し、サービス提供した場合 (1月につき)	1,000円	100円
介護職員処遇改善加算Ⅰ ※	当該加算の算定要件を満たす場合	上記基本部分と各種加算減算の合計の13%	
介護職員処遇改善加算Ⅱ ※		上記基本部分と各種加算減算の合計の10%	
介護職員処遇改善加算Ⅲ ※		上記基本部分と各種加算減算の合計の5.5%	
介護職員処遇改善加算Ⅳ ※		加算Ⅲの90%	
介護職員等ベースアップ等支援加算	基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数(所定単位数) ※介護職員特定処遇改善加算、介護職員処遇改善加算を除く	所定単位数の24/100	
特別地域介護予防訪問介護加算 ※	当事業所が特別地域に所在する場合	上記基本部分の15%	
小規模事業所加算 ※	当事業所が特別地域に所在せず、1月あたりの実利用者数が5人以下の小規模事業所である場合	上記基本部分の10%	
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 ※	中山間地域において、 <u>通常</u> の事業の実施地域 <u>以外</u> に居住する利用者へサービス提供した場合	上記基本部分の5%	

(注) ※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

## 【減算】

以下の要件を満たす場合、下記の額を算定します。

減算の種類	減算の要件	減算額
事業所と同一建物に居住する利用者へのサービス提供減算	当事業所と同一建物に居住する一定数以上の利用者に対してサービス提供する場合	上記基本部分の90%
2級訪問介護員のサービス提供責任者配置減算	2級訪問介護員のサービス提供責任者を配置している場合	上記基本部分の70%

### (3) キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりといたします。また、あなたの体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。また、予防給付型訪問サービスは、利用料が月単位の定額のため、キャンセル料は不要とします。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の前日	不要です
利用予定日の当日	不要です

### (4) 支払い方法

上記(1)から(3)までの利用料(利用者負担分の金額)は、1ヶ月ごとにまとめて請求(毎月5日頃発送)しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月の12・15日(祝休土日の場合は翌業日)に、あなたが指定する口座より引き落とします。
銀行振り込み	サービスを利用した月の翌月の20日(祝休土日の場合は翌業日)までに、事業者が指定する口座にお振り込みください。
現金払い	サービスを利用した月の翌月の20日(祝休土日の場合は翌業日)までに、現金でお支払いください。

## 9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称 氏名 所在地 電話番号	
緊急連絡先 (家族代表者)	氏名(利用者との続柄) 電話番号	(続柄 )

## 10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

### 11. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 073-457-2202 面接場所 当事業所の相談室
---------	------------------------------------

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情相談受付機関		
和歌山市役所指導監査課 電話番号 073-435-1319		
要介護者	和歌山市介護保険課	電話番号 073-435-1190
	和歌山県国民健康保険団体連合会	電話番号 073-427-4662
要支援者	和歌山市地域包括支援課	電話番号 073-435-1197
	和歌山県国民健康保険団体連合会	電話番号 073-427-4662

### 12. 利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等

アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取り組み	なし		
和歌山県福祉サービス第三者評価の実施	なし	結果の公表	なし
その他機関による第三者評価の実施	なし	結果の公表	なし

### 13. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービス提供の際、訪問介護員等は以下の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。
  - ① 医療行為及び医療補助行為
  - ② 各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
  - ③ 他の家族の方に対する食事の準備 など
- (2) 訪問介護員等に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）又は当事業所の担当者へご連絡ください。

